

区域外就学許可基準

宝達志水町以外の市町に住所を有し、宝達志水町立学校に就学することを「区域外就学」といいます。「区域外就学」を希望する児童生徒の保護者は、就学希望の学校を所管する学校教育課で申請を行ってください。その際、申請事由を証明できる書類の提示を求めることがあります。

教育委員会では、学校教育法施行令第9条の規定に基づき定めた下記の許可基準により、相当と認める場合は、住所のある市町教育委員会と協議の上、就学を許可します。

この審査にあたっては、基準を一律的に適用するのではなく、総合的に判断し決定します。

※ なお、保護者は、区域外就学後の通学経路、通学方法を明確にし、通学途上の安全について全責任を負うことを前提条件とします。

事 由	判 断 基 準	期 限
住居に関する理由	町外転出 転出により指定校が変更になったが、引き続き従前の学校への就学を希望する場合	最終学年の場合 卒業まで その他の学年の場合 学年末まで ※各学年の修了式以降は進級したものとみなす。
	転入予定 町外に居住し、今後6か月以内に通学区域内に住所を定めることが確実な場合	居住予定の6か月前から
家庭に関する理由	保護者の就労状況等により、下校後適正な養育に欠ける等との理由で預け先が他の学区にある場合	申し立て理由が解消する日まで ※許可対象は小学生に限る。 <u>毎年度更新とする。</u>
教育的配慮	(1) いじめ等により、児童生徒の心身の安全が脅かされている場合、深刻な悩みを持っている場合、または、心身の不調で不登校になっている場合等で、教育上学校の変更が適当であると認められる場合	当該事由が解消する日まで
	(2) 希望する部活動が指定された学校にない場合	当該事由が解消する日まで ※許可対象は中学生に限る。
その他の理由	その他特別の事情があり、教育委員会が特段の配慮が必要であると認めた場合	必要と認められる期間